




障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例のポイント

	なん びと 何人も	
ふ り えき とり あつか 不利益取扱い	してはいけない	
ごう り てき はい りよ てい きょう 合理的配慮の提供	しなければならない	
ぎやく たい 虐待	してはいけない	

障害者差別解消法ができました

平成28年4月から、障害者差別解消法がスタートしました。
障害者差別解消法も「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」と同じように、障がいを理由とする差別を禁止しています。



どこに相談すればいいの？

各地域に住んでいる「地域相談員」と、県庁の「広域専門相談員」が、相談をお受けします。

地域相談員の連絡先

お住まいの市町村の福祉課にお尋ねください。

広域専門相談員の連絡先

でん わ
電話

096(333)2244

げつよう きんよう ごぜん じ ごご じ しゅくじつ ねんまつねんし やす
月曜～金曜の午前9時～午後5時（祝日と年末年始は休み）

ファックス

096(383)1739

メール

tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

条例についてのお問合せ先

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

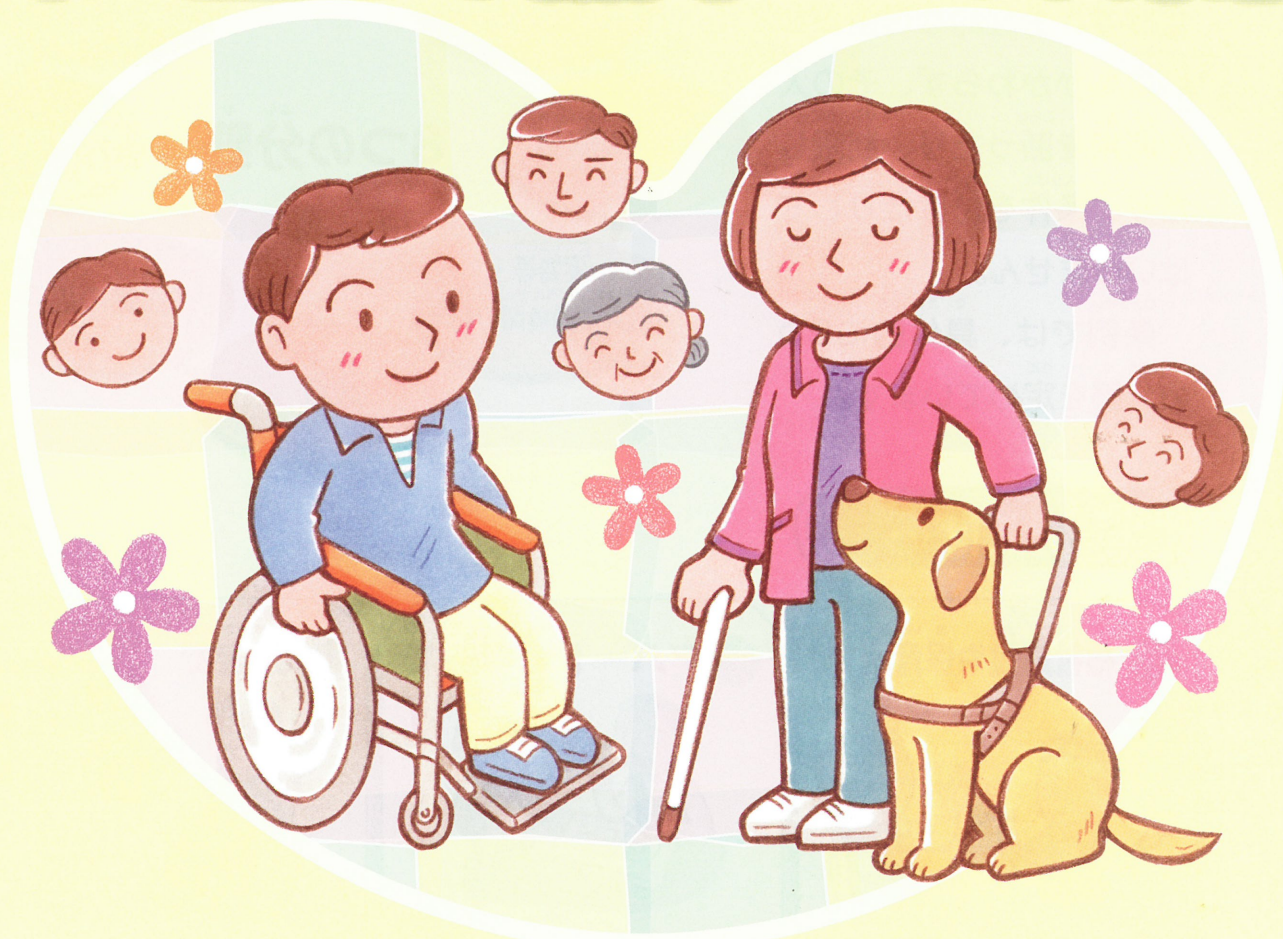
でん わ
電話

096(333)2236

ファックス

096(383)1739

障害のある人もない人も 共に生きる熊本づくり条例

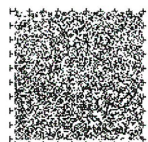


この条例は、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいのある人への差別を禁止することなどにより、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指しています。

この条例の対象となる「障がい者」とは？

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、慢性疾患などにより、継続的に、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人を対象としています。（このような方であれば、障がい者手帳を持っていない人も対象となります。）

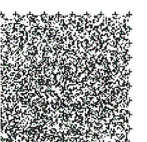
くま もと けん
熊 本 県



植物油インキを使用しています。
G15001②

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

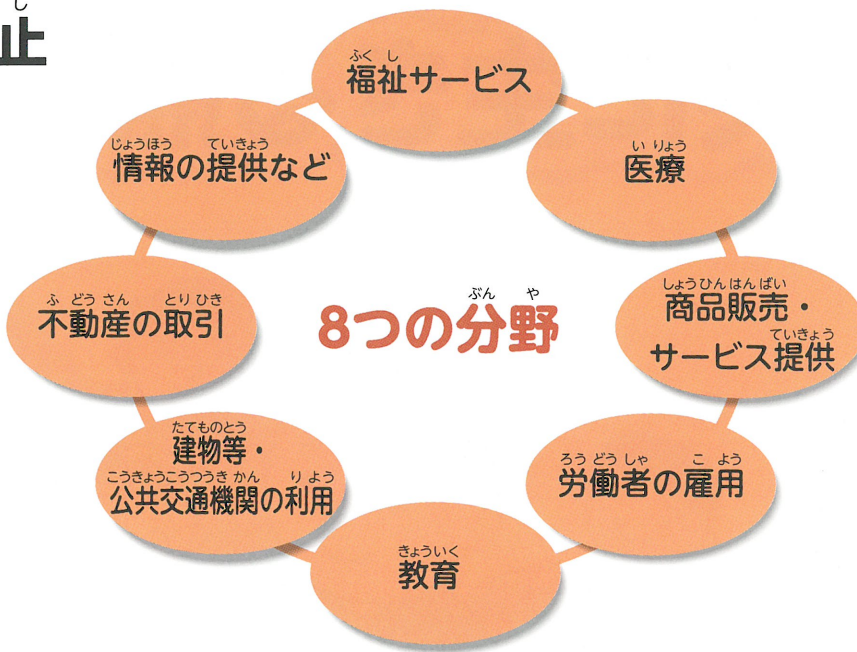
禁無断転載 ©ライズファクトリー



障がい者を理由とする差別の禁止

1 不利益取扱いの禁止

障がいがあるということだけで、合理的な理由がないにもかかわらず、その人の利用を断ったり、制限したり、条件を付けたりははいけません。
 条例では、具体的に8つの分野を定めています。



例えば…

福祉施設や保育所で
 障がいを理由に利用を断られた。

アパートの契約で
 障がいがあることを伝えると部屋を貸してくれなかった。

お店で
 車いすの利用や補助犬の同伴を理由に入店を断られた。

幼稚園や学校で
 障がいを理由に、保護者が一日中付き添うよう求められた。

バスや電車で
 バスや電車に乗ろうとしたが、乗せてくれなかった。

2 合理的配慮の提供

障がいのある人が障がいのない人と同じように社会生活を送れるような環境づくりに積極的に取り組みましょう。このような取組を「合理的配慮」と言います。

どのような合理的配慮が必要かは、障がいの内容や程度、求められる場面などによって様々です。

例えば…

視覚障がい
 ●点字、拡大文字、音声データの資料を準備する
 ●代筆に応じる

聴覚障がい
 ●筆記用具やスマートフォンを使って筆談する
 ●話し手の口の動きが見えるようにする

精神障がい
 ●カウンセリングや通院のための休みを取れるようにする
 ●こまめに休憩を取れるようにする

肢体不自由
 ●書類をゆっくり書くための場所を用意する
 ●車椅子が通れる幅の通路を確保する

内部障がい・難病
 ●重い荷物を代わりに持つ、席を譲る
 ●本人と話し合ったうえで、負担が少なくなるように勤務時間を調整する

発達障がい
 ●絵や図を使って説明する
 ●あいまいな表現を避け、具体的に伝える

知的障がい
 ●わかりやすい言葉を使い、ふりがなをつけた資料を準備する
 ●「ゆっくり」「丁寧に」「わかりやすく」説明する

虐待の禁止

障がい者への虐待を禁止しています。
 虐待には、「殴る」「蹴る」「一人で動けないようにベルトなどで縛る」「わいせつな行為をする」「ひどいことを言う」「怒鳴りつける」「必要な支援をしない」「本人の同意なしに貯金や年金を使う」などがあります。

